

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外184名

一審被告 関西電力株式会社

控訴審第31準備書面

平成29年1月24日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同 弁護士 笠原一浩

ほか

本準備書面は、第1において平成28年12月9日付けのレシピの修正、第2において別事件で実施された藤原広行氏の書面尋問の内容、第3で平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震、第4でひずみ集中帯について述べ、本件原発の基準地震動に係る一審原告らの主張を補充するものである。

目次

第1 「レシピ」の修正について	2
1 概要	2
2 知見の未成熟性と震源断層の設定	2

3	(ア) と (イ) の記載の修正	3
4	静的応力降下量 3. 1 MPa 適用範囲の加筆	5
第 2	藤原広行氏の書面尋問等について	8
1	藤原氏書面尋問の概要	8
2	検討用地震の選定の妥当性	9
3	不確かさの重ね合わせの必要性	9
4	偶然的ばらつき	12
5	入倉・三宅式による過小評価のおそれ	12
6	震源を特定せず策定する地震動	13
7	小括	14
第 3	鳥取県中部地震の観測記録	14
第 4	若狭湾地域はひずみ集中帯	16

第 1 「レシピ」の修正について

1 概要

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会（「推本」）は、平成 28 年 12 月 9 日付けで、同年 6 月 10 日付けで改訂されたばかりの「震源断層を特定した地震の強震動評価手法」（「レシピ」）について、「修正」ないし「表現の誤り等を訂正」した（甲 422，423）。

修正点は細かい点も含めるとやや多岐にわたるが、特に本件と関連する主要な部分について以下に述べる。

2 知見の未成熟性と震源断層の設定

レシピの冒頭部分（1 頁）には、以下の 1 段落が新たに付け加わった。

ここに示すのは、最新の知見に基づき最もあり得る地震と強震動を評価するための方法論であるが、断層とそこで将来生じる地震およびそれによってもたらされる強震動に関して得られた知見は未だ十分とは言え

ないことから、特に現象のばらつきや不確定性の考慮が必要な場合には、その点に十分留意して計算手法と計算結果を吟味・判断した上で震源断層を設定することが望ましい。

まず、レシピは「最新の知見」ではあるものの「最もあり得る地震と強震動を評価するための方法論」に過ぎないことが明記された。つまり、施設の重要性に鑑みて確率は低くとも甚大な被害を及ぼし得る強震動を考慮しなければならない場合については、レシピに記載された方法論に満足することなく、さらに相応の保守性を確保できる手法を模索すべきとのメッセージがより明確に発せられることになった。

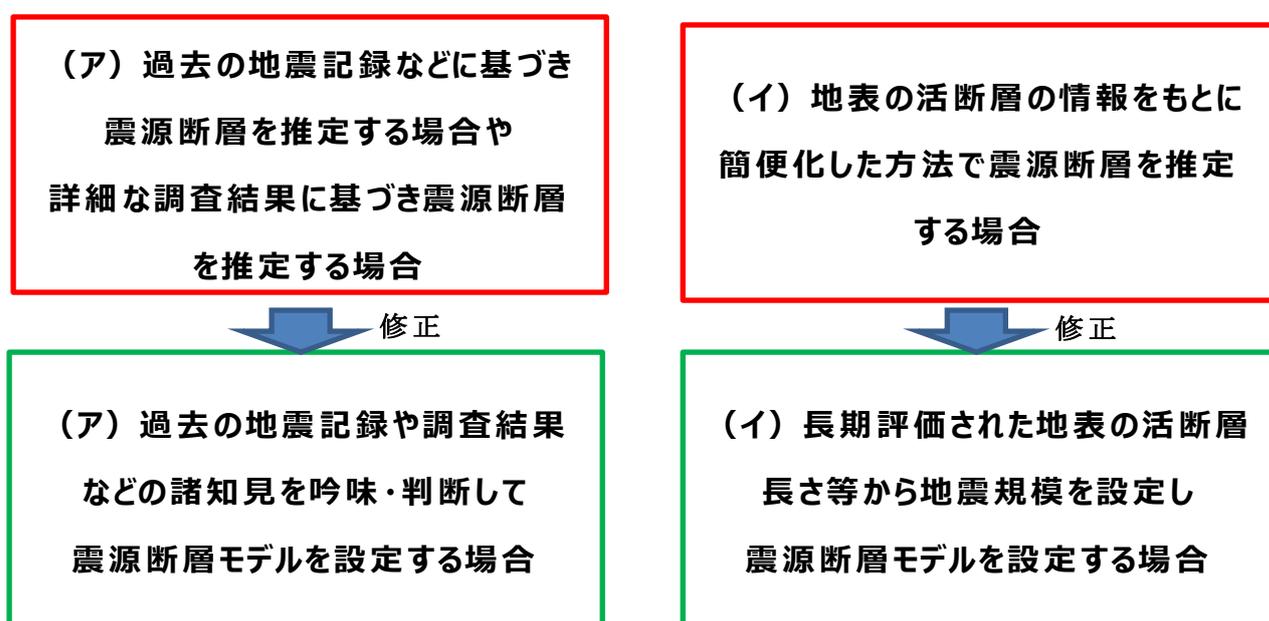
続く「特に現象のばらつきや不確定性の考慮が必要な場合」とは、高度の耐震安全性が求められらつきや不確かさの考慮について規制基準で要求されている原発の基準地震動を策定する場合を含むことは明らかである。レシピを用いて基準地震動を策定する場合、現象のばらつきや不確定性に十分留意して計算手法と計算結果を吟味・判断した上での震源断層を設定することが求められることは言うまでもないが、このような記載を推本が敢えて「表現の誤り等を訂正」する形で新たに盛り込んだことから、原発の基準地震動において「レシピ」が適用されている場面での計算手法や計算結果の吟味・判断が不十分であるというメッセージを発する意図が読み取れる。

3 (ア) と (イ) の記載の修正

「レシピ」の「1.1 活断層で発生する地震の特性化震源モデル」「1.1.1 巨視的震源特性」において、平成20年4月11日の改訂以降、「(ア) 過去の地震記録などに基づき震源断層を推定する場合や詳細な調査結果に基づき震源断層を推定する場合」として入倉・三宅式等により地震モーメントを設定する手法が記載されていた。それと並び、「(イ) 地表の活断層の情報をもとに簡便化した方法で震源断層を推定する場合」とし

て松田式等により地震規模を設定し、それに合わせて震源断層面積を修正する方法が記載されていた（控訴審第13準備書面9頁）。

平成28年12月9日付けの修正ではこの（ア）と（イ）の表題部分の記載が改められ、「（ア）過去の地震記録や調査結果などの諸知見を吟味・判断して震源断層モデルを設定する場合」、「（イ）長期評価された地表の活断層長さ等から地震規模を設定し震源断層モデルを設定する場合」とされるに至った。



一見すると変化が分かり難いが、（ア）については従前、「過去の地震記録などに基づき震源断層を推定する場合」及び「詳細な調査結果に基づき震源断層を推定する場合」と、2つの場合が並列的に並べられていたのが、「詳細な調査結果に基づき震源断層を推定する場合」が削除され、「過去の地震記録や調査結果などの諸知見を吟味・判断して震源断層モデルを設定する場合」へと一元化された。これは、（ア）の手法を適用するためには、「詳細な調査結果」があるだけでは足りず、基本的に過去の地震記録と調査結果とが合わせて必要になるということを意味している。

（イ）については従前、「簡便化した方法」とされていたことにより、（ア）

よりも厳密さを欠くものと見なされることもあったことから、この部分の記述が削除された。また、(ア)(イ)ともに、「震源断層を推定する場合」との記載は「震源断層モデルを設定する場合」へと改められた。

この修正の趣旨は、推本でレシピの作成・改訂を担当している強震動評価部会の部会長及び同部会強震動評価手法検討分科会の主査を務める、瀨瀨一起東京大学地震研究所教授の近時の見解を参照することで、より明確になる。瀨瀨教授は島崎氏の問題提起と自身による熊本地震の分析を経た上で、①大地震が起こる前にいくら詳細な活断層調査を実施しても震源断層の長さや幅を推定することは困難であること、②活断層の地震の地震動予測には(ア)よりも(イ)の方法を用いるべきこと、③電力会社が採用している(ア)の方法では過小評価になること、を述べている(甲350「東洋経済オンライン」、甲360「日本地震学会秋季大会予稿」等参照)。

これと前記1のレシピ冒頭の加筆部分を合わせれば、原子力事象者が「詳細な調査」を実施しているとして「断層モデル」では悉く(イ)の手法を採らず、(ア)の手法だけを採用して震源断層モデルを設定している現状を推本が憂慮し、これを改めさせるための表現の修正であることは優に推認できる。

レシピの「1.1 活断層で発生する地震の特性化震源モデル」では、従前より、「モデルの不確実性が大きくなる傾向がある」ことから、「複数の特性化震源モデルを想定することが望ましい」とされてきた。レシピの趣旨として、これを原発のような重要施設の耐震設計に用いるならば、(ア)の手法と(イ)の手法を併用してより保守的な想定を心掛けるべきこととされていることは、より明確になったと言える。

4 静的応力降下量 3. 1 MPa 適用範囲の加筆

平成28年6月10日改訂のレシピでは、円形破壊を仮定せず、

Somerville et al.(1999)によりアスペリティ面積比を22%, Fujii and Matsu'ura(2000)により静的応力降下量を3.1 MPaとする取扱いの対象について、暫定的に、「断層幅と平均すべり量とが飽和する目安となる $M_0=1.8 \times 10^{20}$ (N・m)を上回る断層の地震」とされていた(甲371・12頁)。

同年12月9日修正のレシピでは、この暫定的な適用範囲が以下のように修正された(甲422・12頁)。従前のものは下記(i)に相当するものであるが、それに(ii)が加わった形になる。

- (i) 断層幅と平均すべり量とが飽和する目安となる $M_0=1.8 \times 10^{20}$ (N・m)を上回る地震。
- (ii) $M_0=1.8 \times 10^{20}$ (N・m)を上回らない場合でも、アスペリティ面積比が大きくなったり背景領域の応力降下量が負になるなど、非現実的なパラメータ設定になり、円形クラックの式を用いてアスペリティの大きさを決めることが困難な断層等。

以上の記載により、 $M_0=1.8 \times 10^{20}$ (N・m)を上回らない場合でも暫定的に Fujii and Matsu'ura(2000)の応力降下量を適用することがレシピ上許容されることとなったが、1審被告が主張するような、アスペリティ面積比が30%を超えれば当然に Fujii and Matsu'ura(2000)の応力降下量の適用が許容されるという記載にはなっていない。むしろ背景の応力降下量が負になる場合が明記されるようになったことは、Fujii and Matsu'ura(2000)の適用範囲をアスペリティ面積比が50%以上で背景領域のすべり量が負になる場合とする1審原告らの主張(控訴審第24準備書面24頁以下)に沿うものである。

仮に本件において Fujii and Matsu'ura(2000)等の適用が全否定されるものでないとしても、やはり1審被告の適用の仕方には問題がある。レシピでは平成28年6月10日改訂版から、「断層幅のみが飽和するよ

うな規模の地震に対する設定方法に関しては、今後の研究成果に応じて改良される可能性がある。」と規定されている（甲 3 7 1・1 2 頁）。同年 1 2 月 9 日付け修正においては、前記 Fujii and Matsu'ura(2000)の応力降下量等の適用対象の記載に続いて、この規定は維持されている。元々新しい知見が得られるまでの暫定値に過ぎない Fujii and Matsu'ura(2000)であるが、同年 1 2 月 9 日付け修正において、断層幅は飽和するがすべり量は飽和しない範囲でこれを適用する場合には不確定性が特に大きくなることを警告する趣旨が加わったと言える。

本件で問題となっている FO-A～FO-B～熊川断層について、1 審被告は $M_o=5.03 \times 10^{19}(\text{N}\cdot\text{m})$ (傾斜角 75° 以外のケース) 若しくは $M_o=5.59 \times 10^{19}(\text{N}\cdot\text{m})$ (傾斜角 75° のケース) と設定しており、レシピに記載された閾値上(レシピ 4, 5 頁参照)、断層幅のみが飽和する場合 ($7.5 \times 10^{18}(\text{N}\cdot\text{m}) \leq M_o \leq 1.8 \times 10^{20}(\text{N}\cdot\text{m})$) に該当する。Fujii and Matsu'ura(2000)の応力降下量を適用することによって妥当な地震動評価を導くことについての不確定性が特に大きい場合に該当し、過小評価とならないためには多様な評価手法が検討されるべきである。

この点、長沢啓行・大阪府立大学名誉教授は、松田式を使う手法を採用した上、Fujii and Matsu'ura(2000)の応力降下量を不適用としつつ、アスペリティ面積比は 22% に固定する手法を適用し、FO-A～FO-B～熊川断層のアスペリティ応力降下量を 26.5 MPa (断層面積を変えない場合) 若しくは 20.6 MPa (修正レシピで断層面積を変えた場合) という計算結果を導いている(甲 2 0 3 「高浜 3・4 号と大飯 3・4 号の基準地震動は過小評価されている」 2 6 頁, 甲 3 5 6 「島崎邦彦氏の問題提起と 2016 年 6 月改訂新レシピは原発基準地震動の根本改定を求めている」 9, 1 2 頁)。アスペリティ面積比のみを一定とする手法は、日本地震学会 2 0 1 6 年度秋季大会において、防災科学技

術研究所の藤原広行氏らのグループによっても提案されている（甲 4 2 8 「熊本地震を踏まえた強震動評価の課題（その 2）」）。FO-A～FO-B～熊川断層の応力降下量については、こういった多様な知見を踏まえて余裕を持った想定をするのがレシピの趣旨に適う。

ところが 1 審被告は、FO-A～FO-B～熊川断層のアスペリティ応力降下量を 1 4. 1 MPa にしか設定していない。これはレシピにおいて、一応「既往の調査・研究成果とおおよそ対応する数値となる」とされている約 1 4. 4 MPa よりも小さく、過小評価であることは明らかである。

第 2 藤原広行氏の書面尋問等について

1 藤原氏書面尋問の概要

函館地方裁判所に係属している別事件（平成 2 2 年(行ウ)第 2 号ほか）において、原子力規制委員会の地震・津波検討チームに外部有識者として参加した藤原広行氏（防災科学技術研究所社会防災システム研究部門長）の書面尋問が実施され、平成 2 8 年 1 2 月 1 8 日付けでその「質問回答書 1」（甲 4 2 9）が同裁判所に提出された。

「質問回答書 1」では、概ね、第 1 項から第 6 項までは基準地震動一般に関する質問・回答、第 7 項から第 1 3 項までは青森県下北郡大間町に立地する大間原子力発電所の基準地震動に関する質問・回答となっている。

このうち、後半の第 7 項から第 1 3 項までの質問について、藤原氏は、大間原子力発電所の設置変更許可申請書の送付を受けていながら、「現状私が把握している情報のみからは適切な回答を述べることはできません。こうした審査に関わる内容について、専門家としての見解を述べるためには、事業側及び審査側からの詳細な説明を受けた後、その内

容に対して質疑を行い、それに対する回答を踏まえた上での判断を行い、考えを取り纏めるというプロセスが必要です。これが実現できない状況では、責任のある発言を行うことができません。」と述べ、回答を差し控えている（但し入倉・三宅(2001)に関する第11項を除く）。回答がなされたものについても、非常に慎重な言い回しがなされている。

このように、藤原氏は極めて慎重な態度で函館地裁の書面尋問に臨んだのであり、それだけに、回答がなされた部分については、強震動地震学の専門家として責任ある見解が述べられたものと解することが出来る。

2 検討用地震の選定の妥当性

藤原氏は、新規制基準に自身の意見が反映されていないところとして、「表現が定性的で定量化されていない部分が残っているところ」（2(2)）と証言した。

その上で、検討用地震の選定の妥当性の基準について、「判断の前提となる地震動のハザードについて確率論的なモデルを構築した上で、安全目標に照らし、超過確率等の定量的な指標に基づき基準が定められるべきと考えます」（2(3)）と証言している。

例えば、1審被告は、大飯原発の基準地震動策定に当たり、内陸地殻内地震について、FO-A~FO-B~熊川断層から発生する地震、上林川断層から発生する地震を検討用地震として選定しているが、何故それを採用するのが妥当と言えるのかについて、確率論的なモデルの構築も、定量的な評価も、安全目標との照合も、何も行っていない。

3 不確かさの重ね合わせの必要性

藤原氏は、不確かさの考慮についての基準として、「様々な種類の不

確かさが残っている現状を考えますと、個人的な意見ではございますが、個々のパラメータごとに不確かさを考慮するだけでなく、必要に応じて不確かさの重ね合わせを適切に行うことが必要であると考えます。特に、認識論的不確実性がある中では、不確かさを重ね合わせて評価することが重要と考えます。」(2(4))と証言し、不確かさの重ね合わせの必要性を強調している。

本件において、1審被告は、次の表のとおり、例えばFO-A~FO-B~熊川断層について、短周期の地震動レベル、断層傾斜角、すべり角、破壊伝播速度、アスペリティ配置について、基本的に重ね合わせがなく、短周期の地震動レベルと破壊伝播速度の不確かさを重ね合わせる場合に短周期の地震動レベルを1.25倍に切り下げてしまっているのは、基準地震動を抑制する意図によるものと言わざるを得ない。不確かさの重ね合わせが極めて不十分であり、地震動についての知見の未成熟性を補うことが出来ていない。

FO-A～FO-B～熊川断層の地震動評価ケース

考慮した不確かさ	短周期の地震動レベル	断層傾斜角	すべり角	破壊伝播速度 V_r	アスペリティ配置	破壊開始点
基本ケース	レシビ平均	90°	0°	$V_r=0.72\beta$	①断層ごとに敷地近傍に配置	9箇所
短周期の地震動レベル	レシビ平均×1.5倍	90°	0°	$V_r=0.72\beta$	①断層ごとに敷地近傍に配置	9箇所
断層傾斜角	レシビ平均	75°	0°	$V_r=0.72\beta$	①断層ごとに敷地近傍に配置	9箇所
すべり角	レシビ平均	90°	30°	$V_r=0.72\beta$	①断層ごとに敷地近傍に配置	9箇所
破壊伝播速度 V_r	レシビ平均	90°	0°	$V_r=0.87\beta$	①断層ごとに敷地近傍に配置	9箇所
アスペリティ配置	レシビ平均	90°	0°	$V_r=0.72\beta$	②敷地近傍に一塊(正方形)	5箇所
	レシビ平均	90°	0°	$V_r=0.72\beta$	③敷地近傍に一塊(長方形)	5箇所
短周期の地震動レベルおよび破壊伝播速度 V_r の不確かさの組合せを考慮	レシビ平均×1.25倍	90°	0°	$V_r=0.87\beta$	①断層ごとに敷地近傍に配置)	9箇所

■ : 不確かさを独立して考慮するパラメータ ■ : 不確かさを重畳して考慮するパラメータ

【平成28年2月19日付け「大飯発電所 地震動評価について」178頁】

さらに、藤原氏は、「我々の認識が足りないところ、あるいは方法論としてもまだ不成熟で足りないところ、いろいろなタイプの不確かさ」を考慮する方法として、「認識論的な不確定性についてはロジックツリーなど用いたモデルを構築することが望ましい」(2(5))と証言している。

本件において、1審被告は、例えばFO-A～FO-B～熊川断層の応力降下量に関し、Fujii and Matsu'ura(2000)という認識論的不確定性が非常に大きい知見²を採用していながら、ロジックツリーなど用いたモデ

¹ <https://www.nsr.go.jp/data/000140520.pdf>

² 入倉(2004)では「(Fujii and Matsu'ura(2000)の)式の物理学的な意味での有効性については、3次元の動力学モデルに基づく理論的検証および観測データに基づく検証の両面の検討が必要とされる」(甲⑨・4頁)、「Fujii and Matsu'ura(2000)による(2)式を用いると全破壊域での平均応力降下量は一定となる。この問題に関してデー

ルを構築するようなことは一切行っていない。

4 偶然的ばらつき

藤原氏は、松田式や入倉・三宅式のばらつきについて、「偶然的ばらつきとして扱う必要がある」(6(2))「必要に応じて他の要因によるばらつきと重ね合わせて考慮する必要がある」(6(1))と証言している。また、「偶然的ばらつきに関しては確率変数としてハザード計算を行うことが望ましい」(2(5))とも証言している。

本件において、1審被告は、松田式や入倉・三宅式の偶然的ばらつきに関しては、一切無視し、これを考慮していない。

5 入倉・三宅式による過小評価のおそれ

藤原氏は、入倉・三宅式を用いて地震モーメントを推定する場合の過小評価のおそれを指摘する島崎氏の見解について、「妥当性については一概には言えません」(11(1))としつつも、「島崎氏が懸念する条件がそろった断層での地震動の評価に関して、従来から用いられている手法を適用し、かつ、ばらつきなど考慮せず平均値のみを用いると仮定した場合に限っては、妥当な場合もあり得る」(11(2))と証言している。

本件において、1審被告は、西日本の横ずれ断層である FO-A~FO-B~熊川断層につき、断層傾斜角は基本的に鉛直、地震発生層の厚さは 1.5 km と想定しており、島崎氏が懸念する条件はそろっている。ここにおいて入倉・三宅式を適用するに当たり、従来から用いられている手

タに基づく検証は未だ十分なされていない。今後の検討課題の1つである。」(同9頁)、「このようにして得られる平均応力降下量が物理的に有効かどうかは、この値を用いて得られる計算結果と観測記録との比較による検証が必要である。」とされている。

法を適用しており、ばらつきなどは一切考慮していない。したがって、藤原氏の証言によっても、島崎氏の指摘は本件において妥当すると言わなければならない。

さらに藤原氏は、入倉・三宅式による過小評価のおそれを解消ないし低減させる方法の一案として、断層下端の深さについて深めに設定し、断層上端を地表面まで面を張るなどして断層面を拡張すること、及び入倉・三宅式においてばらつきを考慮したパラメータ設定を行うことを証言している（11(3)）。なお、藤原氏は新聞社のインタビューでは、

「断層の幅を18キロ以上に設定することにしておけば、（入倉・三宅式による）過小評価の危険は減らせる」「極めて高い安全性が求められる原発の基準地震動の場合は、十分な余裕をみて断層の長さや幅を大きく設定しておくことが必要だ。関西電力大飯原発のように活断層のすぐそばにある原発は、特に大きな余裕を見ておかなければならない」とコメントしている（甲426 平成28年12月19日付大分合同新聞）。

本件において、1審被告は、FO-A~FO-B~熊川断層の断層下端深さは18kmにしか設定していないから深めの設定とは言えず、断層上端も地表3kmの位置にしか設定していない。入倉・三宅式のばらつきを考慮したパラメータ設定もしていない。断層幅は15km（傾斜角75°以外のケース）若しくは15.5km（傾斜角75°のケース）に過ぎず、断層が敷地近傍にあることに鑑みた特に大きな余裕の設定もしていない。

6 震源を特定せず策定する地震動

「震源を特定せず策定する地震動」の「各種不確かさ」の扱いについて、藤原氏は、「長期的な課題として検討が必要なもの」と断りつつ

も、「敷地で発生する可能性のある地震動全体を考慮することができるように、実際に観測された地震動記録の位置付けを確認したうえで、将来起こりうる地震動を包含するようなハザードモデルを構築し、地震動レベルの設定を行う必要がある」(3(2))と証言している。

藤原氏において、本件で1審被告が行っているような、特に既往最大という訳でもない、偶々観測された北海道留萌支庁南部地震 HKD020 観測点や鳥取県西部地震賀祥ダムの各観測記録を直接用いるような方法では、不十分であると認識していることは明白である。

7 小括

以上の通り、藤原氏の証言からしても、本件基準地震動が不十分、不適切なものであることは明白である。

その原因の1つは、原子力規制委員会において、基準地震動に係る新規規制基準の検討を十分に行われないうまま、これを施行し審査を進めていることにある。不十分な規制基準に基づく適合性審査では大飯原発の耐震安全性は確保されない。規制当局の怠慢を正すため、司法における毅然とした判断が求められている。

第3 鳥取県中部地震の観測記録

平成28年10月21日、鳥取県中部でM_j 6.6 (M_w 6.1)の地震が発生した(甲431「2016年10月21日鳥取県中部の地震の評価」)。ウラン濃縮施設がある日本原子力研究開発機構の人形峠環境技術センター(岡山県鏡野町)では、一時外部電源が失われ、非常用電源が起動している。推本は臨時会を開き、この地震がこれまで知られていない断層によって起きたとする見解を示した(甲432「鳥取県中部の地震 未知の断層が原因 政府調査委見解」)。すなわち、現在のガイドの枠組みからする

と、この地震は「震源と活断層を関連付けることが困難な過去の内陸地殻内地震」であり「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」として、全国共通に考慮しなければならない地震である（審査ガイド I.4.2.1 参照）。

この地震によって観測された最大の加速度は、K-NET 倉吉（TTR005）で観測された 1381ガル（東西方向）とされている（甲433「2016年10月21日鳥取県中部の地震による強震動」）。この地震ははざと解析を行えば、1審被告の「震源を特定せず策定する地震動」を超える可能性が十分にある。

審査ガイドの16地震が選定されて以降も、例えば、2013年4月13日淡路島付近の地震（Mj 6.3，最大加速度はHYG026の574ガル（東西方向）），2016年6月16日内浦湾の地震（Mj 5.3，最大加速度はHKD157の870ガル（東西方向））など、「震源を特定せず策定する地震動」となり得るそれなりに大きな観測記録が得られているが、今回の鳥取県中部の地震のTTR005の地震動記録は、これらよりも遥かに大きな数値であり、重要な観測記録となり得る。

だが、これまでのように、原子力事業者が積極的に調査せず、信頼できる地盤情報がないと審査会合で言えば、規制当局はこれを漫然と許容することになるであろう。つまり現状では、藤原氏が提言するような包括的なハザードモデルの構築はおろか、貴重な観測記録の調査・検討すら事業者には期待できない状況である。このような悪しき慣例も、放っておけば、次に日本で深刻な原発事故が発生するまで改められない。

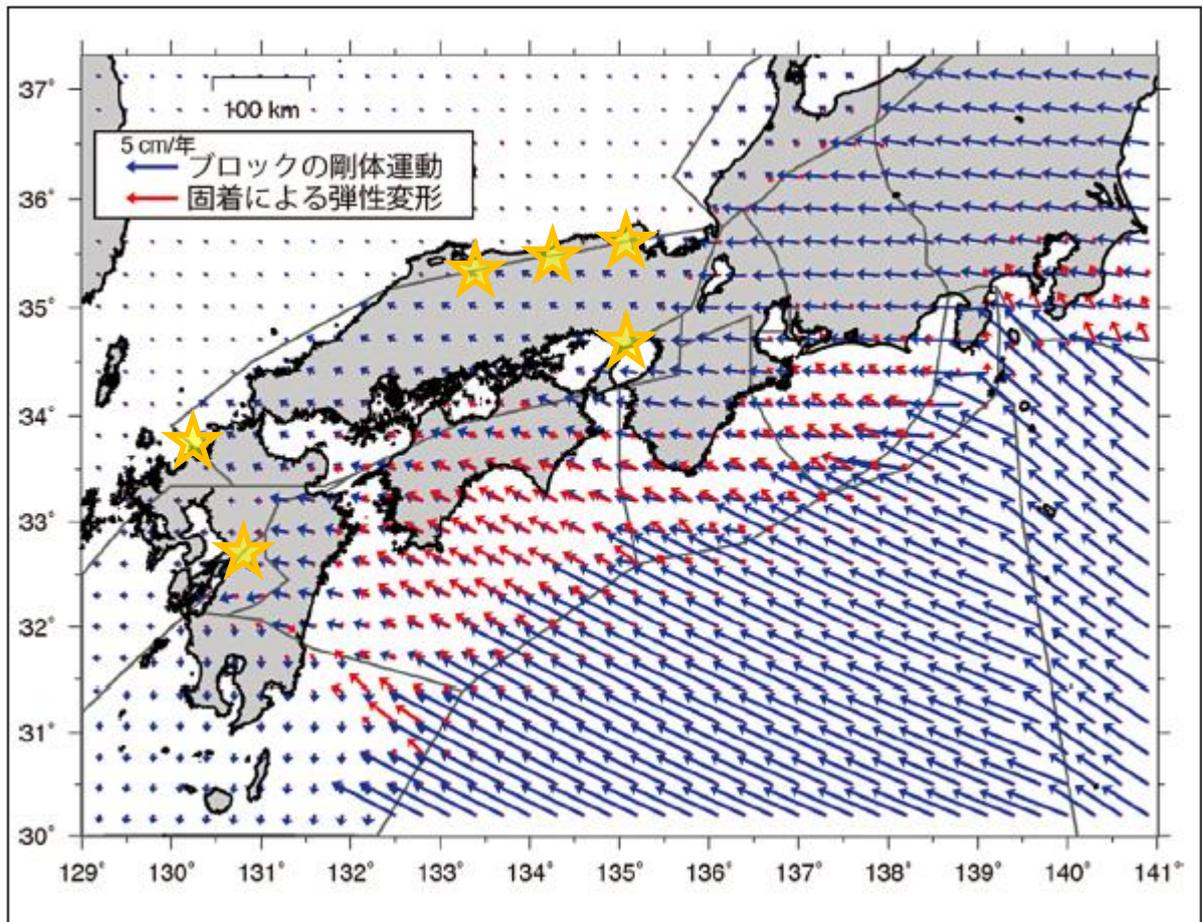
繰り返しになるが、このような状況であるからこそ、司法による厳正な判断が強く求められている。

第4 若狭湾地域はひずみ集中帯

防災科学技術研究所の「ひずみ集中帯の重点的調査観測研究プロジェクト」(甲434)によっても、大飯原発の立地地域はひずみ集中帯に属し、大きな地震が発生し易い地域性を有している。

京都大学防災研究所の西村卓也准教授は、ひずみ集中帯が形成される原因を説明する仮説として、従来1枚のプレートと考えられてきた西日本が、より詳細に見ると複数の小さなブロック(マイクロプレート)に分かれるという考え方を提唱している(甲435)。西日本におけるM7以上の地震の記録を遡って見ても、2016年熊本地震(M7.3)、2005年福岡県西方沖地震(M7.3)、2000年鳥取県西部地震(M7.3)、1994年兵庫県南部地震(M7.3)、1943年鳥取地震(M7.2)、1927年北丹後地震(M7.3)と、西日本における近年の大規模な内陸地殻内地震は、ほとんどがこのブロック境界上で発生している。既知の活断層の有無にかかわらず、このブロック境界上では大規模な地震が発生しているのが特徴である。

大飯原発の近傍を含む若狭湾沿岸にも、このブロック境界が走っている。そのように危険な場所で原子炉が運転されれば、1審原告らの人格権侵害のおそれはいつ発生するとも知れないことになる。



【甲 4 3 5 西村卓也「西日本のひずみ集中帯」図 4 に文中の M 7 地震の震源を加筆】